

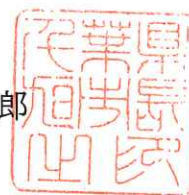
一般廃棄物処理業等許可証

住 所 千葉県佐倉市大作 2-2-1  
氏 名 株式会社佐倉環境センター  
代表取締役 小出 英昭  
電話番号 0479-85-7691

令和 6 年 11 月 21 日付けで申請があった一般廃棄物収集・運搬業については、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 15 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 1 月 9 日

旭市長 米本弥一郎



1. 許可番号 旭市第 17 号
2. 許可期間 自 令和 7 年 1 月 9 日から  
至 令和 9 年 1 月 8 日まで
3. 営業の区域 旭 市
4. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物  
※東総地区クリーンセンターで受け入れられない廃棄物であって、破碎による処分が可能な固形物に限る  
(品目)  
アルミサッシ、石(石臼)、エレクトーン、オートバイ、オルガン、温水器、かわら、金庫、建築・建設廃材、コンクリートブロック、サーフボード、サイディング、システムキッチン、自動車部品、砂利、石膏(石膏ボード)、セメント、タイヤ、太陽熱温熱機、タイル、電気温水器、電動カート、電動車いす、ドラム缶、塗料、パレット、ピアノ、家庭園芸用ビニール、肥料の袋、プレハブ、風呂釜、便器、ボイラー、ポンプ、浴槽、レンガ、樹木・枝・竹、スプリングマットレス

【裏面につづく】

5. 業務内容

- ① 自社運営処理施設（千葉県佐倉市大作 2-2-1）及び旭エコプラント（千葉県旭市さくら台 1-6）間の運搬
- ② 一般廃棄物処分業許可業者への破碎処理後物の運搬に限る。

6. 許可条件

- (1) 一般廃棄物の収集運搬の用に供する運搬車（以下「運搬車」という。）に原則として 1 台につき 2 名以上の乗務員を配置すること。
- (2) 1 ヶ月ごとに一般廃棄物収集運搬実績表（第 13 号様式）を提出すること。
- (3) 市長の指示に従い運搬車の標識及び表示を掲示すること。
- (4) 運搬車は、常に整備及び点検をし、良好で清潔な状態を保つように努めること。
- (5) 許可を受けた業務を他人に委託又は代行させてはならない。
- (6) その他業務の遂行にあたっては、市長の指示に従うこと。
- (7) 許可条件に違反したときは、許可を取り消す。
- (8) 収集運搬又は許可取り消しに伴う損失補償等は一切行わない。